

2007年6月12日

石原伸晃 自民党党改革実行本部長殿
東 順治 公明党政治改革本部長殿

政治資金規正法改正のための政党間協議について

民主党 政治改革推進本部長
岡田 克也

政治資金規正法改正案については、与党案とそれに対する民主党の修正案を踏まえ、3月6日に政党間協議を申し入れましたが、「まずは委員会における筆頭間協議を行うべき」とのお答えを頂戴しました。

ところが本日、委員会における筆頭間協議が不調に終わったことを受け、改めて政党間協議を行うことを申し入れいたします。政治資金の透明化をすすめ、国民の政治不信を解消するため、何卒真摯なご検討をお願い申し上げます。

以上

政治資金規正法の一部を改正する法律案
に対する修正の骨子（案）

一 不動産・有価証券等の取得・保有を禁止する範囲の
拡大

1 取得・保有を禁止する対象の拡大

不動産の取得・保有の禁止に加え、有価証券等（株券等の有価証券その他の主として金銭等の運用の対象となるものとして総務省令で定めるもの）の取得・保有も禁止することとする。

2 取得・保有が禁止される政治団体の範囲の拡大

資金管理団体に加え、以下の政治団体（政党を除く。）についても不動産・有価証券等の取得・保有を禁止することとする。

イ 特定の公職の候補者（公職にある者を含む。以下同じ。）が代表者である政治団体

ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持することを本来の目的とする、又はこれをその主たる活動として組織的かつ継続的に行う政治団体

ハ 衆議院議員又は参議院議員が主宰する、又はその主要な構成員である政治団体

二 経常経費に係る新たな規制の対象となる政治団体の範囲の拡大

資金管理団体に加え、政党及び上記一 2 の政治団体に対しても、人件費以外の経常経費について、収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務付けることとする。